カートウォッシャー保守点検業務委託　仕様書

市立宇和島病院における医療機器等の保守点検について、次のとおり仕様を定め業務を委託する。

記

第１　対象機器

製造会社　：　ゲティンゲグループ・ジャパン株式会社
機器名称　：　GETINGE 大型カートWD9120
台数構成　：　1式
設置場所　：　中央材料室
取得年度　：　令和元年度（令和元年9月）

第２　履行期間

令和8年11月1日　～　令和9年3月31日

第３　契約条件

１　契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため次の点検等を行うこと。

（１）定期（機能）点検　　１回
（２）簡易バリデーション　　１回
①温度測定試験、②洗浄効果試験、③水質試験
（３）オンコール対応

２　点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

３　受注者は、点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう発注者と受注者とが協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに発注者へ報告すること。

４　受注者は、保守点検等が完了したときは、速やかに発注者の担当者へその旨を報告するとともに、受注者の所定の様式により報告書を提出すること。

５　定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、発注者の申請により受注者が緊急に出張し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

6　本契約の対象となる、部品等の費用は次のとおりとする。

故障部品　　無償（技術料・出張料・交通費を含む）

※有償修理となる場合

・火災・地震・落雷・水害、その他天災地変や異常電圧、盗難によって発生した故障

・一次側設備や他の装置の異常、影響による故障

・操作上の誤り、落下、行為による破損、設置条件の不適による故障

7　委託料の支払いは、次のとおり支払うものとする。なお、発注者は受注者から提出された支払請求書を審査し、適法と認定したときに支払請求書を受理したものとする。

定期点検完了後　期間内1回

8　受注者は、本契約の履行にあたり、受注者の責により、発注者（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、受注者はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う発注者（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

9　本業務について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託を行う予定者を定めるとともに、履行について証明できる書類を添付すること。

10　本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ、その都度決定する。